

令和2年度山形県中小企業スーパー一ータルサポ補助金

「小規模事業者持続的発展支援事業(第1回受付締切分)」

【応募要領】

人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた持続的な経営に向けた取り組みを支援し、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図るため、経済産業省令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>(以下、「持続化補助金」といいます。)に採択とならなかった事業のうち、商工会・商工会議所によるブラッシュアップを図った上で、本県の小規模事業者の地道な販路開拓等の取り組みや業務効率化(生産性向上)に資する事業として山形県知事が認定したものに対し補助金を交付します。

1 補助対象事業

持続化補助金に応募した事業で、持続化補助金の交付決定を受けていない事業のうち、IT化の推進や新分野への進出、戦略的な販路開拓等、県の方針に合致するもの(単なる設備更新や広告に留まるものは対象外)。

- ※ 本事業への応募にあたっては、商工会・商工会議所による指導・助言をもとに、持続化補助金に応募した事業計画の見直し(ブラッシュアップ)を行う必要があります。
- ※ 事業内容が射幸心をそそるおそれがあるもの、公の秩序もしくは善良な風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの(マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等)は補助対象外となります。
- ※ その他、補助対象事業の詳細については、持続化補助金の公募要領に準じます。

2 補助対象者

山形県内で事業を営んでいる小規模事業者で、採択後も商工会・商工会議所による指導・助言を継続的に受けること。また、県や事務局が実施するフォローアップ調査に協力できること。

ただし、次の「別掲：反社会的勢力排除に関する制約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること。

別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

※ 本事業における小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

※ 持続化補助金（第2回受付締切分）に応募する場合は、本事業に応募することはできません。

※ その他、補助対象者の詳細については、持続化補助金の公募要領に準じます。

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 1/2以内
- (2) 補助金額 : 37万5千円以内

※ただし、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります（その場合の上限額は187万5千円）。
 ※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。

(3) 補助対象経費：

○補助対象とする経費

経費区分	説明
①機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
②広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
③展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
④旅費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加は除く）や各種調査を行うため、および販路開拓（展示会等の会場との往復を含む。）等のための旅費
⑤開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
⑥資料購入費	事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費
⑦雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費
⑧借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
⑨専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
⑩専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
⑪設備処分費	販路開拓の取組を行うための作業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、または借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費
⑫委託費	上記①から⑪に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な事業に限る。）
⑬外注費	上記①から⑫に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る。）

※ その他、補助対象経費の条件の詳細については、持続化補助金の公募要領に準じます。

4 補助事業実施期間・実績報告

補助事業実施期間は、本事業の補助金交付決定の日から令和3年1月31日（日）までとします。

実績報告につきましては、事業終了後30日以内または令和3年2月10日（水）のいずれか早い日までに提出していただきます。

5 応募手続き

(1) 応募受付先

お近くの商工会・商工会議所

(2) 応募期間

持続化補助金（第1回受付締切分）採択結果公表日から、概ね1～2週間後の17時まで商工会・商工会議所必着（確定し次第、別途周知）

(3) 提出書類【1部】

※申請様式については、県商工会連合会ホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。（<http://www.shokokai-yamagata.or.jp/supasapo/>）

【申請者全員必須】

- ① 事業計画申請書（様式1）
- ② 経営計画書（様式2）
- ③ 補助事業計画書（様式3）
- ④ 事業支援計画及び計画見直し確認書（様式4）
※商工会・商工会議所に作成を依頼してください。
- ⑤ 補助金交付申請書（様式5）
- ⑥ 申請書一式（様式1, 2, 3, 5）の電子データが入ったCD-RW、USBメモリ等
- ⑦ 貸借対照表および損益計算書（法人の場合）、確定申告書（個人事業主の場合）
※法人は直近1期分、個人事業主は直近の確定申告書（コピー可）を提出してください。
- ⑧ 持続化補助金（第1回受付締切分）の不採択通知書の写し

【該当者のみ提出】

〈自然災害または新型コロナウイルスに伴う加点の付与を希望する事業者〉
以下のいずれかに影響を受けた場合、必要事項の記載及び必要書類を添付。

※いずれも写しで可

⑨A：令和元年6月18日に発生した山形県沖地震

⇒ a 庄内地域の市町から交付される罹災証明書又は被災証明書（事業所部分の建物被害に関するもの）

b 直接被害を受けた状況を記載及び証拠書類（写真等）

c 災害に起因した売上減等の間接被害の状況が分かるもの（月間売上額の前年同月比等、具体的な数字を用いること）

※a～cのいずれかで足りるものとする。

⑨B：令和元年台風第19号

⇒ a 市町村から交付される罹災証明書又は被災証明書（事業所部分の建物被害に関するもの）

b 直接被害を受けた状況を記載及び証拠書類（写真等）

c 災害に起因した売上減等の間接被害の状況が分かるもの（月間売上額の前年同月比等、具体的な数字を用いること）

※a～cのいずれかで足りるものとする。

⑨C：新型コロナウイルス感染症

- ⇒ a 病院等からの診断書の写し及び当該罹患者が従業員等であることを証する書類
b 市町村が発行した「売上減少の証明書」の写し、またはセーフティネット保証4号に関して地方自治体から売上減の認定を受けている場合は、同認定書の写し
c 新型コロナウイルス感染症に起因した売上減等の間接被害の状況が分かるもの（月間売上額の前年同月比等、具体的な数字を用いること）
※ a～cのいずれかで足りるものとする。

〈賃上げ加点の付与を希望する事業者〉

- ⑩ a 補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で1.5%以上増加させる計画を有し、従業員に表明していること（被用者保険の適用拡大となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、1年で1%以上増加させる計画）が分かる資料（様式6-1を参考）
⑩ b 補助事業完了後の1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を「地域別最低賃金+30円」以上の水準にする計画を有し、従業員に表明していることが分かる資料（様式6-2を参考）

※ aまたはbいずれかの提出で足りるものとする。

〈事業承継加点の付与を希望する事業者〉

- ⑪ 事業承継診断票（様式7）
※ 商工会・商工会議所に作成を依頼してください。
⑫ 代表者の生年月日が確認できる公的書類の写し
⑬ 後継者候補の实在確認書類の写し
※ 対象となる实在確認書類については持続化補助金公募要領に準じます。

〈経営力向上加点の付与を希望する事業者〉

- ⑭ 経営力向上計画の認定書の写し
〈地域未来牽引企業等加点の付与を希望する事業者〉
⑮ a 地域未来牽引企業の選定証の写し、及び目標設定シートの写し
⑮ b 地域経済牽引事業計画承認通知の写し
※ aまたはbいずれかの提出で足りるものとする。

※いずれの提出資料及び加点条件の詳細については、持続化補助金の公募要領に準じます。

(4) 書類作成上の留意点

- ① 申請書等の用紙サイズは、A4版の片面印刷としてください。（ホッチキス止め不可）
② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか又は別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。
③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

6 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、別表（審査項目）に基づき、補助事業審査委員会（以下「審査会」という。）において審査の上、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた持続的な経営に向けた取り組みであり、かつ、地域の原動力となる小規模事業者の活性化に資すると認められる事業計画を知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

(2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、審査会までの間に事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 結果の通知

事業計画認定結果は文書で通知します。認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

(4) 認定案件の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名、支援機関名をHP上で公表します。

7 スケジュール（予定）

	実施時期
応募受付	持続化補助金（第1回受付締切分）採択結果公表日から、概ね1～2週間後の17時まで（確定し次第、別途周知）
審査会	応募受付締切から概ね2～3週間後
事業採択決定	審査会から概ね2～3週間後
交付決定	上記と同日

※ 補助対象経費は、交付決定日以降に行った活動に係る経費のみとなります。

※ なお、このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況、持続化補助金の採択時期等により前後する場合があります。

8 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

9 その他

(1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、できるだけ書類提出前に早めに相談してください。

(2) 補助事業実施期間は、交付決定の日から令和3年1月31日（日）までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限りません。

(3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。

お問い合わせ、相談先

山形県小規模事業者持続的発展支援事業事務局（山形県商工会連合会内）

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階 TEL. 023-646-7211

山形県商工労働部中小企業振興課企業振興担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL. 023-630-3266

各商工会

上山市商工会 (TEL. 023-672-2057) / 山辺町商工会 (TEL. 023-664-5939) / 中山町商工会 (TEL. 023-662-2207) / 村山市商工会 (TEL. 0237-55-4311) / 東根市商工会 (TEL. 0237-43-1212) / 尾花沢市商工会 (TEL. 0237-22-0128) / 大石田町商工会 (TEL. 0237-35-2131) / 寒河江市商工会 (TEL. 0237-86-1211) / 河北町商工会 (TEL. 0237-73-2122) / 西川町商工会 (TEL. 0237-74-3135) / 朝日町商工会 (TEL. 0237-67-2207) / 大江町商工会 (TEL. 0237-62-4128) / もがみ南部商工会最上事務所 (TEL. 0233-43-2184) ・舟形事務所 (TEL. 0233-32-2242) ・大蔵事務所 (TEL. 0233-75-2162) / もがみ北部商工会真室川事務所 (TEL. 0233-62-2347) ・金山事務所 (TEL. 0233-52-2349) ・鮭川事務所 (TEL. 0233-55-2032) ・戸沢事務所 (TEL. 0233-72-2665) / 南陽市商工会 (TEL. 0238-40-3232) / 高畠町商工会 (TEL. 0238-52-0576) / 川西町商工会 (TEL. 0238-46-2020) / 小国町商工会 (TEL. 0238-62-4146) / 白鷹町商工会 (TEL. 0238-85-0055) / 飯豊町商工会 (TEL. 0238-72-3000) / 庄内町商工会 (TEL. 0234-42-2556) ・立川支所 (TEL. 0234-56-2219) / 出羽商工会 (TEL. 0235-33-2117) ・羽黒支所 (TEL. 0235-62-4252) ・櫛引支所 (TEL. 0235-57-2833) ・三川支所 (TEL. 0235-66-3795) ・朝日支所 (TEL. 0235-53-3580) ・藤島支所 (TEL. 0235-64-2130) ・温海支所 (TEL. 0235-43-2411) / 遊佐町商工会 (TEL. 0234-72-4422) / 酒田ふれあい商工会 (TEL. 0234-52-3012)

各商工会議所

山形商工会議所 (TEL. 023-622-4666) / 酒田商工会議所 (TEL. 0234-22-9311) / 鶴岡商工会議所 (TEL. 0235-24-7711) / 米沢商工会議所 (TEL. 0238-21-5111) / 新庄商工会議所 (TEL. 0233-22-6855) / 長井商工会議所 (TEL. 0238-84-5394) / 天童商工会議所 (TEL. 023-654-3511)

別表：審査項目

審 査 項 目
<p>(1) 基礎審査</p> <p>以下の要件を全て満たすものであること。<u>要件を満たさない場合には、その申請は失格とし、その後の審査を行いません。</u></p> <p>① 必要な提出資料がすべて提出されていること</p> <p>② 「1. 補助対象事業」及び「2. 補助対象者」の要件に合致すること</p> <p>③ 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること</p> <p>④ 小規模事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組みであること</p> <p>⑤ <u>IT 化の推進や新分野への進出、戦略的な販路開拓等、県の方針に合致するもの（単なる設備更新や広告に留まるものは対象外）</u></p> <p>(2) 加点審査</p> <p>経営計画書・補助事業計画書について、以下の項目に基づき審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。</p> <p>① 自社の経営状況分析の妥当性</p> <p>◇自社の製品・サービスや自社の強みを的確に把握しているか。</p> <p>② 経営方針・目標と今後のプランの適切性</p> <p>◇経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みを踏まえているか。</p> <p>◇経営方針・目標と今後のプランは、対象とする市場（商圈）の特性を踏まえているか。</p> <p>③ 補助事業計画の有効性</p> <p>◇補助事業計画は具体的で、当該小規模事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。</p> <p>◇地道な販路開拓を目指すものとして、補助事業計画は、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。</p> <p>◇補助事業計画に小規模事業者ならではの創意工夫の特徴があるか。</p> <p>◇補助事業計画には、IT を有効に活用する取組が見られるか。</p> <p>④ 積算の透明性・適切性</p> <p>◇事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なものとなっているか。</p> <p>(3) 政策点（加減項目）</p> <p>①自然災害または新型コロナウイルス感染症による経営的な影響（従業員等の罹患による直接的な影響、感染症に起因した売上減少による間接的な影響）を受けながらも販路開拓等に取り組む事業者であるか。</p> <p>②所定の賃上げ関係の計画を有し、従業員に表明している事業者</p> <p>③事業承継の円滑化に資する取組を重点支援する観点から、代表者が満 60 歳以上の事業者であって、かつ、後継者候補が中心となって補助事業を実施する事業者であるか。</p> <p>④既に、生産性の向上（経営力強化）の取組を実際に行っている事業者を重点支援する観点から、令和 2 年 3 月 31 日までに「経営力向上計画」の認定を受けている事業者であるか。</p> <p>⑤経済産業省が選定する地域未来牽引企業になっている、または地域未来牽引事業計画の承認を受けている事業者であるか。</p> <p>⑥より多くの事業者に補助事業を実施頂けるよう、過去の山形県中小企業スーパーータル</p>

サポ補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）の採択回数に応じて、段階的に減点。

⑦自力で事業計画を達成するのは困難か。

⑧バリアフリー化（トイレの多目的化等）による販路開拓を行うものか。